

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第一三七號

昭和十一年十月一日
日本通運
（毎週一回水曜日發行）

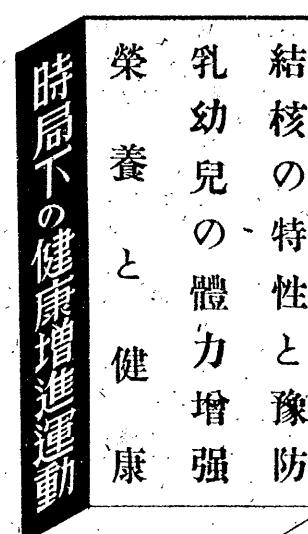
五錢

輯編局報情

通報

四月三十二日號

日ソ中立條約成立す



露光量違いにより重複撮影



護國の英靈を思ひ奉公の誠を致さん

週報

四月二十三日(土)

ヨーロッパの三地方獨領へ市民管

理長官任命

▼姿戰水域外の米

船は米海軍力で護送する旨

アに公使館を新設 大島駐獨大

使を兼任公使に任命 ▼獨ク

ロアチアの獨立宣言を公表

ルーズベルト大統領聲明

四月十六日(水)

▼錢塘江南岸に新作戰艦開

獨宗軍 十時間に亘りロシ

▼獨宗軍 十時間に亘りロシ

ノ海軍航空隊 漢陽ルート

の廣儀 武義 永康等を猛

爆

▼日ソ中立條約成る

トロ集團 ▼獨軍 サラエ

モスクワで松岡外相 建川

大使 モロトフ外相開印

士氣 なに滿洲國 外蒙の不可侵

を共同聲明

▼獨軍 ベガル

終了、敵機棄死機千三百

機入城を公表

ヨリヤイ軍無條件降伏す正

式在職四月六日

大洪山東南に第一期作戰開始

士氣 司令長官宣言 大洪作戰

四月十五日(火)

表する、帝國の總人口一億五百

支那方面海軍作戰の戰果 大陸空軍部、大

陸軍航空隊、浙江、江西、福建、二十萬五千人

一億を突破した我が國人口

二十萬五千人

一九一九年五十五年國勢調査の結果

二十萬五千人

二十萬五千人

時局下の健康増進運動	
厚生省	六
結核預防の三大重點	二
乳幼兒の體力増強	三
栄養と健康	四
日ソ中立條約成る	五
相續稅法の改正	六
改正された刑法	七
大洪山脈方面の戰況	八
支那方面海軍作戰の戰果	九
一億を突破した我が國人口	十
一九一九年五十五年國勢調査の結果	十一

週間

四月十日(土)

ヨーロッパの三地方獨領へ市民管

理長官任命

▼姿戰水域外の米

船は米海軍力で護送する旨

アに公使館を新設 大島駐獨大

使を兼任公使に任命 ▼獨ク

ロアチアの獨立宣言を公表

ルーズベルト大統領聲明

四月十六日(水)

▼錢塘江南岸に新作戰艦開

獨宗軍 十時間に亘りロシ

ノ海軍航空隊 漢陽ルート

の廣儀 武義 永康等を猛

爆

▼日ソ中立條約成る

トロ集團 ▼獨軍 サラエ

モスクワで松岡外相 建川

大使 モロトフ外相開印

士氣 なに滿洲國 外蒙の不可侵

を共同聲明

▼獨軍 ベガル

終了、敵機棄死機千三百

機入城を公表

ヨリヤイ軍無條件降伏す正

式在職四月六日

大洪山東南に第一期作戰開始

士氣 司令長官宣言 大洪作戰

四月十五日(火)

表する、帝國の總人口一億五百

支那方面海軍作戰の戰果 大陸空軍部、大

陸軍航空隊、浙江、江西、福建、二十萬五千人

一億を突破した我が國人口

二十萬五千人

一九一九年五十五年國勢調査の結果

二十萬五千人

露光量違いにより重複撮影



護國の英靈を思ひ奉公の誠を致さん

（ヨーローの三地方獨領へ市民管
理長官任命 □交戦水域外の米
船は米海軍力で護送する旨
ルーズベルト大統領声明）

週報

第二三七號
四月二十三日

時局下の健康増進運動

厚生省：二

結核豫防の二大重點

乳幼兒の體力增强

營養と健康

日ソ中立條約成る

相續稅法の改正

支那方面海軍作戰の戰果

一億を突破した我が國人口

一發表された昭和十五年國勢調査の結果

時局下の健康増進運動

健康増進運動の意義

厚生省

「健康」といふ觀念

およそ人として健康を望まぬ者はないだらう。しかし健康ほど、人から粗雑に取扱はれ易いものはない。健康といふ言葉は今日では常識中の常識であるが、健康とは何かといふ間に對して明確な答をなし得る者が果して何人あるであらうか。

「健康」とは、一個の人間として自己の起居に支障がないことだけをいふのではなく、社會人として、また國民としての任務を果し得る身體の狀態に在ることである。

従つて身體の一部に不具缺陷があつても、この缺陷を克服して起居に介添を要せず、しかも國家の一員としての資格を果してをれば、その人は健康體であるといへる。

病氣になるには必ず原因がある。日常生活が自然現象に順應し、合理的に身體を保護してをれば病氣にはならぬ筈である。しかし人類が今日のやうな社會生活をしてゐる以上、自然死のやうな天與の樂園は望み得ないことである。自然からかなり歪曲された環境に生活してゐる以上、天與の樂園が永劫未到の理想郷である以上、われくは

與へられた生活物質と與へられた生活環境の中で、できるだけ自己の健康の保持増進を圖らねばならない。例へば工場從業員はその労働との生活環境を前提として、健康と體力を維持しなくてはならない。農村で時局を擔當して過重労働に從事してゐるものは、その過重労力を前提とした健康體を保持せねばならない。

都會人であつても農村人であつても、從來の環境より悪化した種々の條件の下で保健生活をせねばならぬといふことは、「保健衛生」の意味が、これまでの意味から異つてきたことを意味する。今日では、悪化した生活條件だけわかれくの健康狀態を後退させて、しかも健康といふ本來の目標に向つて邁進せねばならぬのであるから、健康衛生を進むには強敵を排除しながら前進しなければならない。

時局下に健康はなぜ必要か

從來日本は天與の資源に乏しいはゆる「持たざる國」として知られてゐた。しかしこの持たざる國も人的資源

の方面では「持てる國」として自他ともに許してゐたのである。即ち人口が稠密であつて農業方面の勞力は飽和點に達し、人口の増加率も世界各國中の上位にあつたから、生産業の方面では選擇の自由と低廉な賃銀によつて事業の效果をあげてゐたのであつた。

ところが満洲事變から今次事變の勃發となつて、或ひは出でて大陸の戰野に活躍し、或ひは内に鉄後の任務に従事すること既に數年、青壯年の男子の労働力に對する補充として少年層の労働力すら動員されるに至つた。従來のやうに、都市に集つた労働者が健康を害しても徒然に歸郷せしめることは不可能となつてきただ。その理由は、労働資源においても「持たざる國」に等しい状態となり、その補充が困難となつてきだからである。

かやうに生産業だけに例をとつても、健康は事業の遂行に大きな影響を與へるのであるが、更に一般的にいつて、一人が病氣になるといふことは、多くの場合その患者個人の生産力の停止だけではなく、看護のために更に一人の健康人を要するから、生産額の上からいへば二人

分の減産となるといへるのである。健康といふことが國策遂行の上にどんな關係を持つてゐるかは、これによつて明らかであらう。

國力の根幹をなすものは健全な國民の數である。現下の時局には、强大で永續性ある労働力を必要とし、更に次代の擔當者の健全と數を要求してゐるのである。これに對する策はたゞ一つ、健康の保持と増進である。

健康維持増進の兩面

かやうに、われくの健康は個人だけのものではなく、國策の遂行上にも絶対に必要なものである。

人の生活には自由に生活環境を更新し得る狀態にある場合と、さうでない場合とがある。自由に生活環境を更新し得る場合には、自ら保健上必要な對應策を講じて健康の向上を圖るべきことは當然である。自ら更新し得ない環境の下で餘儀なく労働を繼續する場合には、その環境を作つてゐる者の方で適當な方策を講じてやらねばならない。

健康増進運動の意味

われくが常に自分の健康の保持増進に注意すべきことは當然のことであるが、健康な者はとかくその責重さを忘れがちである。そこで時々健康の重要性を強調することが必要となつてくる。やうど學校の考查のやうなもので、一度習つて知つてゐることでも考查や試験があるとその效果が一層あがるやうなものである。

今度四月二十八日から十日間に亘つて健康増進運動を實施する理由もこの意味にほかならない。即ち國民各自分が健康に留意するよう促すとともに、なぜ今日の時局下に體力を増進する必要があるかを認識させ、國民一同となつて疾病の克服に邁進し、非常時局下に重要な人的資源の涵養と確保を圖らうとするものである。

次に今日國家的の大きな問題となつてゐる諸點を述べみると次の通りである。

まづ最も憂慮されてゐるのは、青壯年層の間の結核の蔓延である。勞働能力の最も旺盛な年齢階級の間にこ

最近諸種の事業の事業主の側で、大分從業員の健康増進のための保健施設に重點をおきはじめてきた。しかし農村方面の保健問題は全く放置されてゐる状態である。

あらゆる國力の基礎ともいふべき農村を、今日のやうな低い衛生状態のまゝに放置しておくならば、數年の後には恐るべき結果を招來することになるだらう。

健康の保持増進は、都市については抜本塞源的に疾病の根絶を圖ることであり、農村に對しては衛生思想の向上と豫防施設の實施である。

都市は都市、農村は農村に即した健康の維持増進法が講ぜられねばならぬことはいふまでもないが、同時にまた個人的對策と並行して團體的對策を講せねばならない。しかし現在のやうに醫師が偏在してゐる状況の下では、個人的治療を普及することは困難であるから保健所を設置し、その管轄區域を一家庭のやうにみなして必要な衛生指導をさせてゐるのである。

要するに國民の健康増進には、各個人の認識と公共的施設の双方が必要なのである。

の病が漫潤してゐることは單に一家の經濟上の問題に止まらず、國家の發展上的一大障礙である。しかもこれが年々増加の傾向を示してゐることは由々しい問題である。

人口問題の喰しい折柄、人口增加の方策を講ずることも刻下的の急務であるが、この問題は經濟その他の對應策を講ずることが根本的問題なので、この運動では妊娠婦の健康の保持と育児の完璧を期することに重點をおくことにした。

また食糧問題と並行する國民栄養の問題も重要である。主食の不足を代用食で補ふことは當然であるが、ここに地方的特殊農產物を活用する必要が生じてくる。これらによつて栄養上の缺陷を補ふことが、從來の習慣食の配給の不安定を云々するより重要な問題である。いはゆる郷土食の推奨はこの意味にほかならない。

結核、母性乳幼兒、栄養——この三點がわが國當面の緊急問題であるから、特にこの三點に重點をおいて國民の關心を深めようとするものである。

結核豫防の二大重點

厚生省豫防局



結核豫防の重要性

は十五萬を超え、最高記録を示すに至つた。更にその内容を検討する悠久なる皇國の歴史を顧みても、今日の時局ほど痛切に一人でも多く、健全な國民を必要としてゐる時は未だ曾てなかつたと言へよう。そしてまた、今日ほど結核の慘禍を蒙つた時代もなかつたのである。

試みに近年の我が國の結核による死亡数と死亡率をみると、いづれも年々増加の一途をたどり、ついに昭和十四年度には一ヶ年の結核死亡數

は十五萬を超え、最高記録を示すに至つた。更にその内容を検討する

と、結核による死亡者の過半數は十五歲乃至四十歲、即ち國民の中堅たる青壯年であり、且つこの年齢層においては他の原因による死亡のすべてを合せたものより結核による死亡の方が多いのである。

國防力の強化に、生産力の擴充においては他の原因による死亡のすべてを合せたものより結核による死亡の方が多いのである。

に、東亞共榮圈の開拓に、その他各个方面に國勢伸展の根幹たる人的資源の確保が急務となつてゐる今日、そ

の最大的脅威たる結核の豫防撲滅は、單なる國民保健問題中の一課題として取扱はるべきものではなく重要な國策の一つとしてこれをとり上げてゐるのである。

政府はこの緊迫せる時局下における豫防撲滅に對しては國を挙げて一致協力、その實行に邁進すべき時機に到達してゐるのであるが、その進むべき方向についても近ごろ漸く具體的に明確となつてきた。

畏くも皇后陛下より結核豫防に關する有難き令旨を奉戴した記念すべき日、四月二十八日を發端として、全國に健康増進運動が展開され、また、結核豫防の進むべき道について認識を新たにし、その實行に協力することは正に國民の重大な責務

と云はなければならない。

豫防の重點

結核豫防を最も有效適切ならしめるためには先づ結核蔓延の機轉を明らかにし、その核心を衝かなければならぬ。結核は他の一般の疾患に比べてその性質が甚だ多面的であり、且つ國民生活の各層と極めて複雑な關係をもつてゐるから、その實相の把握は、結核病學上からも極めて困難な課題であつたが、最近の結核病學の進歩は漸くその全貌を明らかにしてきた。

即ちエックス線検査、ツベルクリン反応、咯痰検査等、結核に關する精密な診斷方法の發達によつて、結核の診斷は極めて的確となつてしまつた。

た。同時に、一般の結核に對する關心の高まるに従つて、これらの方針による健康診斷が廣く普及し、殊にこれぞ集團生活者等の全員に適用する集團検診が發達したことによつて、結核蔓延の實狀が漸く數量的に明らかにされ、その原因、その機轉もほど明確に把握し得るに至つた。その結果結核の蔓延の殊に著しい層、從つて豫防の重點としてその全力を傾注すべき対象も自ら明らかとなつて來た。

その第一は結核患者の家族である。結核は曾て家系病と誤られたほど同様の常識となつてゐるが、最近結核一家族間の傳染が多いことは既に一

等の集團生活をなす者である大工場、大學、専門學校等で行はれた集團検査の結果によつて現はれたその結核罹患狀況をみると、健康者として業務に服してゐる者のほど一〇パーセントが結核にかゝつて來り、そのう

も確かめられるに至つた。即ち結核患者の家族では罹患率二〇一五〇パーセント、即ち百人にについて二十人乃至五十人が結核にかかることがわかつた。感染率についてみれば乳幼兒の時に既に六〇一八〇パーセントに達して來り、いづれも一般的の平均の數倍を示してゐるのであつて、結核浸潤の最も濃厚な對象として豫防上最も注目すべきものである。

第二は工場の労務者、會社員、學生等の集團生活をなす者である。大工場、大學、専門學校等で行はれた集團検査の結果によつて現はれたその結核罹患狀況をみると、健康者として業務に服してゐる者のほど一〇パーセントが結核にかゝつて來り、そのう

ちの約三バーセントは既に病状が相
當進行してゐる状態である。

これ等の罹患者の大半は自分の
罹患してゐることは全く無自覺で
あり、従つてそのまま勤労を続ける
ため病状がやがて悪化して勤労を堪
へなくなり、落伍するに至るのであ
る。そしてこの落伍者の大多數は農
村に歸り、そこで結核の傳染源とな
つて處女地に結核を蔓延せしめてゐ
ることは、結核病學上明らかに示さ
れてゐる。しかも時局の重大化に伴
ふ勤労の過重と都市農村間の人口
交流の増加はますますこの傾向を助
長して、結核の増加は止まるところ
を知らない状況である。即ち集団生
活者の徹底的な結核豫防は、まさに
刻下の急務といはなければならな
い。

◇ 結核に感染した人の一部が發病す
るのであるが、その發病は大部分が感染
後一年乃至二年以内である。感染した
人がこの時期に身心の保護、即ち休
養睡眠を十分にとり、鍛錬を避け、
攝生を守れば發病を防ぐことが出来
る。

◇ 感染後、一年を無事に経過すれば
その後に発病することは極めてすくな
い。またその後に感染する機会があつ
ても發病することは極めて稀である。

◇ 結核は發病しても極めて自覺症狀
に乏しく、初めは體力もあまり衰へない
場合が多い。従つて健康と信じて勤い
てゐる人の中にも結核病變をもつて
ゐる人が想像外に多數發見される。
これらの人々がそれと知らずに勤労を
續けてゐると、やがては回復困難な

重症に陥る。それに反し病状を知つ
てそれに適合した生活を行ひ、適切
な治療を受けければ比較的速かに治癒
に赴くものである。なほこの場合適
度に調節されば勤労を繼續し得
る場合も少くない。

自覺症狀が少いために、進行した
結核で咯痰の中に菌を排出してゐる
のにかゝはらず、それを知らずに大
勢の人々に立交つて働いてゐる人も少
くない。これら的人々は結核の傳染源
となつてその周囲に澤山の結核患者
を作る場合が多い。かうした結核の
傳染源を發見して適當に處理すること
は、結核豫防上最も重大なことの一
つである。

以上を通じて結核豫防上特に注意
すべきことは、結核は自覺症狀に乏
しい。



工場に於ける検査團

貌を明らかにし、その豫防について
も漸く明確な方法を指示し得るに至
つた。その概略は次のやうである。

◇ 大部分の人が一生に一度は結核に感
染する。しかしながらバーセント以上の人に
が全然疫病せず、完全に健康を保つてゐ
るのであつて、發病する人はその一
〇バーセントに足らないのである。

しかし患者に常に接近してゐる人々
は、一度に多量の結核菌の侵入を受
ける機會が多く、そのために發病す
る割合が多い。だから、結核にまだ
感染してゐない人は感染、殊に多量
の菌による感染を防ぐことが豫防の
第一である。それとともに、いつ感
染するかわからないから、時々ツベ
ルクリン反應等によつて感染の有無
を注意してゐることが大切である。

豫防を明瞭にし、その豫防について
も漸く明確な方法を指示し得るに至
つた。その概略は次のやうである。
◇ 大部分の人が一生に一度は結核に感
染する。しかしながらバーセント以上の人に
が全然疫病せず、完全に健康を保つてゐ
るのであつて、發病する人はその一
〇バーセントに足らないのである。

しかし患者に常に接近してゐる人々
は、一度に多量の結核菌の侵入を受
ける機會が多く、そのために發病す
る割合が多い。だから、結核にまだ
感染してゐない人は感染、殊に多量
の菌による感染を防ぐことが豫防の
第一である。それとともに、いつ感
染するかわからないから、時々ツベ
ルクリン反應等によつて感染の有無
を注意してゐることが大切である。



出進頭街の断診健康
会員健康研究会
長期建設に
おもむく
性結核患者がある
と推算することが
出来る。實際の數
は結核診断的確になる
に従つて更にこれを超過
してゐるものと推定され
るに至つた。これらの人
は日々結核の脅威に
曝されてゐるのである。
しかし合理的な豫防方法
を講ずるならこの脅威を
除くことは必ずしも難し
くはない。

なほ上述の結核に對する特殊の豫防方法のほかに、一般的な健康増進上の必要條件である空氣、日光、栄養、住宅その他諸般の事項が結核豫防と重大な關聯を有することはないまでもないが、こゝには省略することとする。

患者の家族の豫防

結核傳播の危険の多い開放性患者

現在の結核患者の家庭の實状である。この恐るべき現状は、患者と家族と主治醫の正しい理性によつて打破しなければならない。患者が菌を排出することが確定したならば、療養所に入るなり、家庭で傳染防止の法を講ずるなり、とにかく豫防の方針を立てることが肝要である。家族については先づエックス線検査、ツベルクリン反応等による精密検診が必要である。診断が確定すれば、前述の方針に従つてそれぐに感染の防止、發病の阻止、或ひは早期治療等の方法を講ずることができる。特に結核患者家族中の未感染者は大量の菌の感染を防ぐやうに保護する必要がある。その中でも乳幼児の場合は、感染は發病であり、發病

は即ち死亡であるから最も注意を要する。なほ健康診断について必要ある場合は、主治醫の指導の下に、健康相談所、保健所等健康相談施設の利用が望ましい。こゝには常に精密検診の用意が整つてゐるからである。以上の豫防方法を完全に行ふためには主治醫的的確な指導と、患家の主人或ひは主婦の十分な理解とが必要である。この際特に要望されるのは、主治醫の大乘的見地に立つた積極的指導である。これは患者家族の重要な國策である結核豫防に対する最も有力な協力であるからである。

集團生活者の豫防

集團生活者の結核豫防の場合に

には、その組織である。即ち指導者はその組織である。即ち指導者を中心としてその全員の一人々々に目がどき、その健康状態を注視しつゝ、その勤勞を個別的に調節指導し得る組織である。しかし實際問題となる不幸を未然に防ぐとともに、重要な國策である結核豫防に対する最も有力な協力であるからである。

としては、工場は工場として、學校は學校として、それぐに確立された組織の下に運営されてゐるのであるから、結核豫防をこの組織の中にとりいれこれと融合させる方針に進むべきである。即ち結核豫防を特殊の

まづ先決問題は患者の診断を明確にすることである。結核を徒らに恐れるためにその診断を不明確にして現實に目を蔽つてゐる間に、相次いで家族間に犠牲者を出してゐるのが

問題として切り離すことなく、労務管理の重要な一項目として、或ひは教科の重要な一課目として実施すべきである。

集團における結核豫防は、正確な醫學的見地から企畫され且つ指導されなければならない。従つて工場醫、學校醫には企畫者の一員として十分な權限を與へられる必要がある。集團における醫師の使命は個人の要求に應じてその診療に當るのではなく、その集團全體を一つのものと見えてその疾病を除き健康を増進するにある。このことは、集團の管理者にも醫師自身にも十分に認識されなければならない。

更に結核豫防上重大な役割を務める者は、工場では各職場の監督者、學

校では教員等、直接指導に當る者である。結核豫防は各個人の自覺に待つことはなか／＼困難であつて、むしろその直接の監督者の指導に俟つて、その間の豫防指導が行はれて、集團全員の健康が結核豫防の見地から完全に管理されるならば、集團結核豫防の効果は大いに期待できるであらう。

以上の組織、企畫、指導の方針のもとに、年一回若くは二回の集團検診と、その間の豫防指導が行はれて、集團全員の健康が結核豫防の見地から完全に管理されるならば、集團結核豫防の効果は大いに期待できるであらう。

豫防對策の動向

以上結核豫防上最も重大視すべきは、財團法人結核豫防會も、政府ともどその完成をみてゐる。

皇后陛下の令旨を奉戴して設立された財團法人結核豫防會も、政府と

協力して、結核豫防對策の調査研究、豫防思想の普及、結核豫防職員の養成その他に活動を開始した。一般工場、會社等でも漸く集團檢診を施行する氣運に向ふとともに、療養所設置の計畫も現はれてきた。これら結核豫防事業の全面的速進を促すために、政府では徹底的な結核豫防法の改正を企圖してゐる。これら諸豫防に對する關心も高まり、我が國の結核豫防も漸くその黎明を迎へたものと云へよう。

しかししてこの原動力となつたものは、昭和十四年四月二十八日、皇后陛下より賜はつた令旨であつてこれによつて我が國の結核豫防事業に一紀元を劃したことはこゝに多

言を要しない。國民は一致協力してこそ、豫防思想の普及、結核豫防職員の養成その他に活動を開始した。一般工場、會社等でも漸く集團檢診を施行する氣運に向ふとともに、療養所設置の計畫も現はれてきた。これら結核豫防事業の全面的速進を促すために、政府では徹底的な結核豫防法の改正を企圖してゐる。これら諸豫防に對する關心も高まり、我が國の結核豫防も漸くその黎明を迎へたものと云へよう。

時局の進展に伴ひ東亞共榮圈の建設が喫緊の急務となつてきたので、我が日本民族の増強が一段と重要な國策となつてきた。この人口政策の成果こそ日本の將來を決定する鍵となるべきものであらう。

この傾向にはあるけれども、人口千に對する出生數の比率、即ち出生率は大正九年の三六・一九を最高としてその後は一進一退の状態にあり、だいたい遞減の一途を辿つてゐるものと認められる。殊に現下の時局において民族的に一大躍進をなすべきときに當り、昭和十三年には事變の影響を受けて二六・七に低下してゐるのである。この際我が民族の出生



乳幼兒の體力増強

厚生省體力局

時局の進展に伴ひ東亞共榮圈の建設が喫緊の急務となつてきたので、我が日本民族の増強が一段と重要な國策となつてきた。この人口政策の成果こそ日本の將來を決定する鍵となるべきものであらう。

さて人口増殖の根幹となすものに二つある。一つは出生力の増強であり、他は死亡者數の低下である。我が國の出生數はこゝ數十年來増加

力増強に對して、よほど努力を要すべきことはいふまでもない。

また昭和十三年の死亡者の總數をみると凡そ百一十六萬であつて、その中四歳未満の乳幼兒の死者は三十六萬餘もあつて、全死者的殆んど三分の一を占めてゐる状態にある。なかでも一歳未満の乳兒死着は實に二十二萬餘を算してゐる。この乳幼兒死亡率の低下、いかへれば乳幼兒體力向上、こそ人口政策の重點ともみなすべきものであらう。

主要文明國の乳兒死亡率を日本に比べてみると殆んど二分の一であり、死産率は凡そ三分の一に相當してゐる。これらの主要文明國でも

もとより乳兒死亡率が低かつたわけでは決してなく、大正の初年頃まで和十四年度以來特に乳幼兒の體力向上に努めてきたのであるが、

努力の結果このやうに乳兒死亡率が



このやうな事實から、厚生省は昭和十五年度にはこの事業

に昭和十五年度にはこの事業

は日本と大差なかつたのであるが、

上に努めてきたのであるが、さら

に廣められたものであるが、さら

過したものから一年二ヶ月に至るまでの乳幼兒を對象として小學校の通學區域を單位として一指掌醫は一日五十人の乳幼兒を限度として診査し、該當乳幼兒數は凡そ百五十一萬であつて、該當乳幼兒に對する受診比率も即ち昭和十五年度に一齊に診査した乳幼兒數は凡そ百五十一萬であつて、該當乳幼兒に對する受診比率も

昨年より遙に良く、一般の熱意と

指導者の努力が如何に旺盛であるかを窺ふことが出来る。そのうちで指導者に供したいと思ふ。

即ち昭和十五年度に一齊に診査した乳幼兒數は凡そ二・四%、

即ち、該當乳幼兒の體力向上に當つてゐるのである。その内訳は

疾病を有する者が凡そ十八萬人（

二・四%）、

疾患の種類をみると、上の表の如くである。これは厳密な醫學上の分類法に従つたものではないが、疾病的

かくも多數の乳幼兒が罹患状態にあるか又は栄養不良の状態にあるといふことは誠に慨嘆に堪へないことを、この事實をみても將來の日本を双肩に擔ぐべき乳幼兒の體力向上が如何に必要であるかがわかることが如何に必要であるかがわかると思ふ。（一齊診査の成績について）

注意すべきことは、疾患有する者は乳幼兒の體重を参考として指導の視診による所見を主としたものであるから、その成績に指導醫の個人差の織込まれてゐることは、やむを得ない。

次に疾患を有する者について、その疾病の種類をみると、上の表の如くである。これは厳密な醫學上の分類法に従つたものではないが、疾病的

種類の大要を握り得るものと思ふ。

さて、この一齊診査の結果をみると、いづれの府県も營養障害と消化器系疾患が一番多いのであって、脱脂を便宜上この部類に入れて取扱つたが、これを除外しても乳幼児が消化器系統の疾患に罹つてゐるもの非常に多い。尤も診査の時期が大體夏季であるからこの影響を受けるところも多かつたらうと思ふ。この栄養障害症の一部に穀粉營養障害を加へてあつたところもあるが、重湯、ちゅ粉ばかりによる榮養法は早急に改めなければならない。

次に多いのは氣管支炎等の呼吸器系疾患であつて、肺炎の乳幼児すら発見されてゐる。夏季にこのやうに多數の乳幼児が呼吸器を害してゐるから、粉ばかりによる榮養法は早急に改めなければならない。

先天性弱質、下痢及び腸炎、肺炎の三つは、乳児の主要死亡原因とさ

とは誠に意外だが、若しも冬季に一

齊診査を行つたとしたら、どんなに多數の乳幼児が呼吸器を害してゐるか想像に餘らう。結核に關するものが存外少くなつてゐるが、これは特別な精密検査をしたわけではないか、あるいは他の疾患といふ部類の中にも相當含まれてゐることは想像し得るであらう。

温疹のやうな皮膚疾患もまた季節的影響を受けて相當に多く見られる。また中耳炎、耳漏なども少くない。ビタミン缺乏症の乳児が今なほ相當あることは、一般家庭の育児、栄養上の知識が如何に貧弱であるかを示してゐる證據である。その大部

分を占めるものは乳児脚氣で、これは授乳婦の營養改善の指導をするよりも道はない。その他ビタミンA缺乏からくる夜盲症、角膜乾燥症または軟化症、ビタミンC缺乏からくるバルローフ氏病等の防遏についても相當時に注意を要する。ビタミンD缺乏からくるものは佝僂病であるが、これは從來北陸地方に多いとされてゐたが、わが國いづれの地方にもみるものであつて、日光不足のところでは乳児を育てるやうな不衛生から惹き起すものであるから育児衛生知識を徹底させることが必要である。

榮養と健康増進



榮養と健康増進

厚生省衛生局

東西、古今を問はず言はれてきたことである。この簡単な言葉の中に、古來地球上幾多の國々が榮え、ま

傳染性疾患にかゝつてゐる乳幼児を一齊診査につれてくることを遠慮させたのであるが、それでも傳染病のものをみてゐることは遺憾である。その中で多いのは百日咳、次が麻疹である。先天性微毒も少數あるが、これは微毒反応等によらずたゞ視診上決定したものと思はれるから、實際の數字はかなりあるのではないかと思はれる。

なほ都市及び農村の乳児の發育保健状態に關する二、三の比較調査をみて、いづれも農村のものが劣つてゐる。これを以てみても農村における乳幼児の保健指導が特に重要である。

先天性弱質、下痢及び腸炎、肺炎

「食べなければ戦へぬ」とは、洋の

指導については人工榮養法と離乳法の指導が大切である。なほ新鮮な空氣を吸ひ、日光に當り、適當に運動等の治療を十分に行はせて胎兒の發育を完全に遂げさせるより他に道はないのである。また下痢及び腸炎、肺炎による乳児死亡を減少させるには、適正な乳児の榮養指導と疾病の早期發見と治療を完全にするよりほかに道はない。わけても乳児の榮養

ければならぬことはいふまでもない。以上の指導よろしきを得れば、主として心身を鍛錬するとともに、衣服その他に關する一般衛生に留意しなければならないことはいふまでもない。要文明國のやうに乳児死亡率を半減せしめて乳児の體力向上を圖ることも敢へて困難ではないであらう。

17

た多くの國々が滅びていったのである。しかし同じ食糧でも現代では、よりよく戦ふ源を給供することも出来るし、少い量で上手に戦ふこともできるやうになつた。この使ひわしが即ち栄養である。

第一次世界大戦において、自國領土に一人の敵兵も入れなかつたドイツが敗戦の要因をみたのもその原因は食糧の不足に基づいてゐた。忍耐よく研究と準備とを怠らなかつたドイツが、今次の歐洲戦争に當つて忽ち白和佛英の軍を蹴散らして電撃的の勝利を收めつゝある原因には、國民栄養の問題が與つて大いなる力があると思はれる。

我々は無關心に飽食して自己の身體を壊すこととも出來、また食物に

よつて身體をより健康に保つこともできるのである。食の重要性は平時になると戰時たるとを問はず、國民の一人々々が常に心がけねばならぬことを立に國をあげて努力してゐるのである。

このため最近食糧事情も漸く窮屈となつてきたのであるが、これは

として攝取し、國の生産量と自己の經濟、社會の安寧等に十分の思ひを廻らすことが必要である。

しかし食糧に豊富に恵まれてゐる間は、とかくこれに對する感謝と關心とを忘れがちなものである。今や我が國は、戦ふこと五年、その大目標たる新東亜の建設に一億を二つに

して邁進してゐる時であり、世界の趨勢はまた目まぐるしいほどの變轉

を示し、いつ如何なる事態の發生を

かるときこそ一層健康を増進し、増大された產業を擡げて銳後を全うせねばならぬ。こゝに國民體力の増健運動があり、國民栄養の改善確保運動があるのである。

食に對する感謝と栄養

米一粒にも天の恵みが豊かに盛られ、これに注がれた農家の勞苦を思へば、たとへ一粒の米であつても無駄にすることは出来ない。米への尊敬は、やがて食物のすべてに對する感謝となり、食に對する感謝の念は、食物の一つへを十分に活用することになる。食物を十分活用するとは、榮養の教へるところを實踐することである。

申すも畏き極みながら、尊き御身

食内容の栄養化

を以て賤が家の竈の煙にさへ深く御懇意あらせられ、或ひは御自ら御供を御節約遊ばされた御事蹟さへ拜する。この大御心は常に國民全般に反映して、我々の祖先はよく時代を克服して國威を輝かしてきただ。これ等をよく考へ合せるとき、我々は食に對して一層の感謝の念をさせ、國に一人の飽食者を作らず又一人の飢ゆる者をも無からしめるこそ、國民一人々々の任務であつて、食に對する公けの生活をよく認識して、有るは無きに通じ、生産者、配給者、販賣者、消費者は各、賣惜み、買惜め、浪費等を一切なくし、食内容の栄養化と食生活の合理化とを圖つて栄養の本義を完うするやうにしなくてはならない。

炭素、無機質、特殊成分、水から成

つてゐるが、日々の生命を維持し、活動を続けるために、これらこの體成分は消耗されゆくから、どうし

てもこれを體外から補給しなくてはならない。これが食物であるから、食物の組成は必ず身體の消費成分を満たすものでなくてはならない。

に栄養の攝理があるのである。

食物は多くの食品から成るものであり、食品の一つ一つは以上の成分をいろいろに含有するものである。故に食事はそれを組立ててある。食品それ自身の成分の總和によつて、身體の消費成分を満たして行かうとするものである。これが身體の失つた成分をそれ自身十分に補へる場合には、身體の健康を保つことができる。しかし若し食物の成分が身

體の要求するものを満たさなかつた場合には、身體の機能の上に障害を來すのである。即ちいろいろの病氣として現はれるか、或ひは病氣とはでは行かなくとも、身體的活動がその能率を低下せしめられることとなるのである。

このやうに我々は食物の形で身體に必要な各種の成分をとるのであるが、どんな食品でも、一つの食品だけで身體の要求するすべての成分を、質と量との二つの點で十分に満たし得るのは無いのである。従つて、各類の食品の選擇、組合せを行つて、營養的に食物をとるやうにしなければならない。營養的に食物をとるやうにさへすれば我々の身體の生活を保つことは勿論、健康の増進を圖

ることが出来るのであつて、米ではなくてはならぬとか、麥でなくてはならぬとかいふことはない。必要な成分を、どんな食品からでもよいからとり込めばよいのである。

この見地からすれば代用食といふ觀念は、自から解消することに氣づかることであらう。また食品を互に流用し、多角的に食品をとることの妙を理解する事が出来ると思ふ。食品の一つ一つの組成成分の含有量は食品の成分分析表によつて知ることができるから、これについて十分な知識をもち、その運用に通ぜられることを希望する。しかし實際上の問題としては、各食品についてその成分の大綱をつかむことが必要であるから、次のやうに甲、乙、丙の三

類に分けることにする。このほか、特殊成分としてのビタミン類と無機質等を併せて考へれば、食内容の栄養化を圖ることができるるのである。
甲類 蛋白質豊富なもの 鳥類、魚肉介類、乳、卵、鶏、蠣類等
乙類 含水炭素豊富なもの 穀類、芋類、麵類、パン類、蔬菜類、海藻類等
丙類 脂肪豊富なもの 動物性並びに植物性油類及び脂肪等

このうち、甲類に入るのは身體の蛋白質を補給するもので、一日一定量は是非とも必要なものであるから、どの形でもよいからこれ等の食品は必ず取らなければならぬ。

乙及び丙類に入るのは共に熱及び

力のエネルギーとなるものであるか否か、身體活動上、是非その必要量を供給することが肝要である。但しそと丙とは互に融通し得るものであるから、どれをどれだけと、はつきりと決定できないのである。しかし甲類ばかりの品數を重ねたり、乙類の偏重になつたり、むやみに丙類のみをとつてはならない。これらに無機質、ビタミンの類を十分に配當することも常に忘れてはならない重要な事柄である。

いま、營養的な立場から一般の食内容を眺めると、都會では、甲類に偏する傾が多く、農村では全く乙類にのみ依存する場合が大多數である。日本人の生理的の要量は、性、年齢、労作條件等によつて大體の

摺取標準が定つてゐるが、これ等はすべて今までの習慣による摺取量よりは低いものである。従つて食内容を營養化すればこの生理的の量で十分に機能を發揮できるのである。今こゝではくはしい具體的の説明までは出来ぬが、道府縣廳衛生課、保健所などにはそれ自身専門の指導者がゐるから、大いに利用して、團體でも家庭でも、速かに食内容の營養化を圖られるやう希望する。

なほ郷土におけるいはゆる郷土食を營養的に検討して、各郷土の營養食を諦るやうにするのも望ましい。更にこの際特に内容の營養化を望みたいのは、旅館、料理店等の料理であり、この際各業者の一層の協力を切望する。

食生活の合理化

食内容の栄養化とともに是非とも実践をすゝめたいことは食生活の合理化である。これは今まで全く自由に委せてあつた食生活を合理的に立て直すことであり、まず第一に實行すべきことは、完全咀嚼の勵行である。これは消化吸收を助け、食物の栄養的效率を向上せしめる。但しこれによつて攝取食品の數量が著しく減るといふやうなことはない。

次に偏食の矯正と間食の戒めである。偏食は次第に身體機能を損ぶばかりでなく、精神的にも偏する原因となるものであるから、食内容を栄養化して、努めて各種の食品をとるやうに心がけるとともに、食に

なほ、調理に際して、魚鳥類の内臓、骨等、蔬菜、芋類等の葉、皮など、栄養分をなほ多分に含むばかりか、むしろ他の部よりも貴重な成分を含む部分を棄て去つて省みぬ風を改め、これ等の廢棄部分を極力利用し

て食膳に上せるやう十分の注意をして、促し度い。またお臺所から出る厨芥による葷用動物の飼育、空閑地利

の自家用蔬菜の栽培等自家食内容の改善方面への利用に十分に役立たしいものである。これも食生活

の独立性を保つやうに實行されるとが必要である。こんな集團給食は

常に非常な成功を納めてゐる。

以上のやうに、この際一層の健康の増進を計るために、我々は一日も速かに食内容の栄養化と、食生活の

合理化とを圖つて、銳後國民としての務めを十二分に果さねばならない。

日ソ中立條約成る

松岡外相は蘭伊訪問の途次、ソ聯の首都モスクワに立寄り、モロトフ人民委員會議長と會談を遂げ、歸途さらにモスクワに赴き、四月七日以來モロトフ氏と會談を重ね、一百には更にスターイン書記長と重要懇談を行つた結果、ここに日ソ兩國の國交調整に關して双方の合意成立し、四月十三午後三時(東京時間午後九時)、帝國代表として松岡外相及び建川駐ソ大使、ソ聯代表としてモロトフ人民委員會議長兼外務人民委員は、日ソ間中立條約に調印した。

同條約は、全文四ヶ條よりなり、第一條において兩締約國は平和及び友好關係を維持し相互にその領土の保全及び不可侵を尊重すべきことを約し、第二條は締約國の一方が第三國より軍事行動の對象となる場合、他の締約國は該

紛争の全期間を通じ中立を守ることを定め、第三條はそれを批准を予した日より本條約を實施し且つ有效期間を五ヶ年とするなどを取極め、第四條は批准の手續を定めたものである。

なほ右調印と同時に、日ソ兩國政府は兩國間の平和及び友好關係を保障するため、帝國政府は蒙古人民共和國の、またソ聯政府は滿洲帝國の領土保全及び不可侵を尊重する旨の極めて重要な聲明を行つたのである。

條約と兩國政府聲明の要旨

因みに、日本國及びソヴィエト聯邦間中立條約要旨は次の通りである。

大日本帝國およびソヴィエト聯邦は、兩國間の平和および友好の關係を鞏固ならしむる希望に促され中立條約を締結することに決し左の如く協定せり。

第一條　兩締約國は兩國間に平和及び友好の關係を維持し且つ相互に他方締約國の領土の保全及び不可侵を尊重すべきことを約す。

第二條　締約國の一方が一または二以上の第三國よりの軍事行動の對象となる場合には他方締約國は該紛争の期間中、中立を守るべし。

第三條　本條約は兩締約國においてその批准を了したる日より實施せらるべく且つ五年の期間效力を有すべし、兩締約國の何れの一方も右期間満了の一年前に本條約の廢棄を通告せざるべきは本條約は次の五年間自動的に延長せらるるものと認めらるべし。

第四條　本條約は成るべく速かに批准せらるべし、批准書の交換は東京において成るべく速かに行はるべし。なほ、右條約の調印と同時に、兩國政府は次の要旨の聲明を行つたのである。

「大日本帝國政府およびソヴィエト聯邦政府は兩國間

方針を表示したものともいへるのである。

なほ、日ソ中立條約の成立について、世界的戰亂の擴大を防止せんとする日獨伊三國條約の精神を擴充強化するものであるとの近衛首相談が發表されたが、その要旨は次の通りであつた。

「さあに政府は、日獨伊三國同盟條約を締結致し、世界的戰亂の擴大を防止し、右條約を権輒として大東亜全局の平和を確保せんとする不退轉の決意を中外に表明したのであるが、これがためには日ソ兩國が、永續的基礎の上に平和及び友好の關係を鞏固ならしめ、以て上記同盟條約の精神を擴充強化することが必要缺くべからざることはいふまでもないところである。政府は、この信念に基づき、ソ聯邦との間に國交を根本的に調整せんがため、かねてより交渉を重ねつゝあつたのであるが、この度松岡外相のモスクワ訪問を機として、双方の話合が急進展を見、こゝに松岡外相、建川大使及びモロトフ外務人民委員間に、四月十三日を以て別に發表した如き中立條約の調印が行はるゝと共に、別に兩國間の聲明を以てわが方は蒙古人民共和国の、ソ聯邦は滿洲國の、それゞゝ領土保全ならびに不可侵を尊重し、以て滿蒙國境の平靜化を期したこととなつたのである。

に締結せられたる中立條約の精神に基づき兩國間の平和及び友好關係を保障するため、大日本帝國は蒙古人民共和国の領土の保全及び不可侵を尊重し、ソヴィエト聯邦は滿洲帝國の領土の保全及び不可侵を尊重す」

日ソ中立條約の意義

かくして、日ソ中立條約の締結と同時に、日ソ兩國が外蒙ならびに滿洲國に對し、それゞゝその領土を尊重し不可侵を約する旨の聲明を發したことは、更に重大なる意義があるものとして注目され、即ち帝國及びソ聯は中立條約の精神に基づき、日ソ兩國間の平和ならびに友好關係を保障するためには、從來日ソ兩國間に介在して兎角兩國間に紛争を惹起し勝ちであつた外蒙ならびに滿洲國についても、帝國ならびにソ聯がそれゞゝその領土保全と不可侵とを確約する事が、兩國間の平和増進に缺くべからざるものである點に着眼したものであつて、この日ソ兩國間の聲明により、かつて兩國間に起つたやうな事件も、今後は自然にその發生を防止されることになつたわけで、日ソ兩國はこの聲明によつて、可及的にアジアの平和を確保するといふ

本條約が日ソ國交上、劃期的意義を有することは勿論、世界和平の促進にも資するところ大であると思ふ。なほ、本條約を基礎として各種懸案が急速に具體的解決をみるに至るべきことも信じて疑はない。」

中立條約と不可侵條約

次に、日ソ中立條約の第一條に、「兩締約國は兩國間に平和及び友好の關係を維持し且つ相互に他方締約國の領土の保全及び不可侵を尊重すべきことを約す」とあることによつて、この條約と不侵犯條約或ひは不可侵條約と如何なる差異があるかとの疑問を生ずるが、不侵犯條約或ひは不可侵條約は、第三國の攻撃といふが如く第三國の存在に重點を置いてゐるが、中立條約では、締約國相互間の存在に重點を置き、一般に第三國の存在は第二義的なものとされてゐるのである。

しかしながら、そのやうな差異は法律的には重視されるが、政治的見地から厳重な區別をつける必要はなく、例へば一九三一年七月のソ聯・アフガニスタン中立及び不侵犯條約、ならびに一九三三年九月のソ聯・イタリア友好不侵

略中立條約の如きは、二つの性格を備へてその實際適用上の完璧を期してゐるものもあるのである。また、一九三九年八月のソ聯・ドイツ不可侵條約第一條に、「締約國の一方が第三國により攻撃された場合他の締約國は右第三國を援助せよ」とあり、名は不可侵條約であつてもその實は中立條約の性質までも兼ね備へてゐるものさへもある。

従つて、中立條約と不侵略條約或ひは不可侵條約との間には、その形式上も劃然たる區別がつけられない譯である。もつとも、法理的解釋からすれば、不侵略條約と不可侵條約との間にさへも區別が設けられており、即ち、不侵略條約とは政策として締約國があ互の領土を侵略せぬことを約定するものであり、不可侵條約の方は、締約國相互に相手方の持つ國策の基本としての不可侵權を認めるものである。

ところが獨ソ間には、一九三九年のソ獨不可侵條約と、一九二六年のソ獨中立條約があり、この二つの條約の關係は、時間的に後で成立したソ獨不可侵條約がその前文において、「一九二六年のソ獨中立條約の基本的規定より出發して左の通り協定す」と規定して、兩條約相俟つて二重に兩の

國交調整を保持することを示唆してゐるのである。

因みに、ソ聯が各國と締結してゐるこの種の條約は次の通りである。

- 一、ソ友好及び中立條約（一九三五年締結、一九四一年三月二十四日再確認）
- 一、ソ獨中立條約（一九二六年）
- 一、ソ・イラン保障及び中立條約（一九二七年）
- 一、ソ・アフガニスタン中立及び不可侵條約（一九三三年）
- 一、ソ伊友好不侵略及び中立條約（一九三九年）
- 一、ソ獨不可侵條約（一九三九年）
- 一、ソ・ユーロースラヴィア友好不可侵條約（一九四一年四月）

ソ聯紙の論調

なほ、日ソ中立條約成立に對し、ソ聯政府機關紙イズヴェスチアは、「日ソ關係の歴史的展開」と題する社説を掲げ、新條約により日ソ關係は新たなる善隣友好的局面上に踏み入つたと、その重要性を強調し、大要次の如く論じた。

「日ソ中立條約は、一般的な日ソ關係の正常化にとって大きな意義を有するものである。しかも右は第一次世界戰爭の真只中

において、その終焉の見透しもつかぬところか寧ろ益々範囲を擴大し、益々多くの國民を巻き込みつゝある時に締結されたことにその重要性がある。

ソ聯は兩國間の敵對的対抗關係を除去し、友好關係の途をとらんとする希望に對しては明らかに衷心から歡迎するものである。日本の現内閣は成立の初めから日ソ間の平和的善隣關係に對し理解を示し、近衛首相及び松岡外相はソ聯との友好關係確立の希望を強調してきた。

ソ聯政府はあらゆる近隣國との外交關係を和平政策の基礎の上に置いてゐるから、この日本側の努力に對し正當な評價と同情を寄せたのは當然であり、去る十三日モスクワにおいて調印を了した日ソ中立條約はこの相互諒解の點結である。

もとより本條約は日ソ間の懸念するすべての問題を解決するものではないが、その解決に向つて直接の途を拓くものであり、從來漁業協定・通商條約その他種々の經濟問題解決の交渉に際し、多大の困難が伴つた事は周知のところであるが、右は日ソ兩國間の根本的政治關係が未解決狀態のまゝ残されてゐた事に由來するものである。

また、日ソ中立條約と同時に行はれた蒙古人民共和国と滿洲國の領土保全ならびに不可侵を相互に尊重する宣言は、國境

紛争に終止符を打つものである。かくして本條約は平和の確立に貢献するのみならず、兩國間に於ける眞の善隣友好關係樹立の可能性をより拓くものである。

かくて、日ソ關係は幾多の重大試験を経た後に、今や輝かしき成果を約束する新たな局面に入つた。ソ聯國民は疑ひもなく、今後の新たな平和的行動即ち日ソ兩國間における中立條約の締結を十分なる満足を以て承認するであらう。」

成立に對する各國の反響

次に、日ソ中立條約成立に對する各國の反響を一瞥すれば、以下の通りである。

まず、滿洲國官邊は、本條約の成立により滿ソ・滿蒙間諸懸案の急速なる具體的解決をみるものとして、左の如き見解を表明した。

「滿ソ關係は、昨年ノモンハン停戰協定の成立以來、改善を示し、更に今年に入り日ソ漁業暫定協定の成立せられるに至つて兩國間の關係は一段と親密し、日ソ間の全面的國交調整の氣運も醸成しつゝあつたが、今回、東亞ならびに歐亞の兩

雄邦が從來の行きがいを一擲して新條約を締結したことは、

盟邦日本の偉大なる國威の反映といふべく、日滿一體下にある満洲國としては満腔の歓迎の意を表はすものである。」

一方、重慶よりの外電によれば、日ソ中立條約の成立に驚駭した重慶政府は、ソ聯政府に對し抗議を發するのでないかともみられ、重慶政府内一部では同條約は「一般に何らソ聯の對蔣援助を減少せしめるものではない」と信じてゐる向きもあるが、何れにしても日ソ條約の結果に對し重慶は極めて焦躁の色を示しつゝあり、また、重慶側軍部機

關紙たる掃蕩報は、「日ソ中立條約の成立は重慶側に何ら好もしからぬ影響を及ぼすものではないが、日ソ兩國關係に或る種の心理的効果を醸成するため役立つであらう。」とし、重慶大公報は、「日本は新條約成立の結果、直ちに南進政策を展開し、太平洋戦争を惹起せしめるであらう。」との妄評を下した。

次に獨伊側の反響をみれば、日ソ條約は三國條約強化が目標なりとして、いづれもその意義の重大性を指摘し、條約の成立を歓迎してゐるが、まづ、ドイツ外務省機關紙たる外交通信の論評を記すれば、以下の通りである。
「ドイツは日ソ中立條約の成立を衷心より歓迎する。それは、

ハル國務長官は十四日に、次の要旨の公式聲明を行つた。

「日本とソ聯との間に今回成立した中立條約の意義は、今日の新聞にも報道されてゐる通り过大評價されてゐると思ふ。右協定は、日ソ兩國の間にすでに存在してゐた狀態を單に文書としたのみで、何ら驚くに當らない。現在まで日ソ兩國政府間に、は、この既存の状態を文書にするかどうかといふ點においてのみ多少の疑問が存在したのである。米國政府の政策は、勿論本條約によつて何等の變更はない。」
なほ、米國の極東關係消息筋の綜合意見としては、左の通りと傳へられてゐる。
「この條約の狙ひところは何といつても、これが英米に與へる心理的效果が第一で、これを契機として直ちに日米間に重大情勢の展開があるものとは考へられない。
米國としては今後對英援助政策遂行上、如何に大西洋における海軍力を釘付けにせざるを得ないと同様、英國もシンガポールその他極東地區の兵力増強の必要を感じるに至るであらう。
しかし、新條約には、日ソ双方の満洲國・外蒙よりの撤兵を規定した點は見當らず、この點や明瞭を缺くことは見逃し難

本條約締結により、日本は極東においてその意圖する新秩序建設に專進し、東亞諸民族の共榮を妨害せんとする第三國の干渉を排除する餘裕が出来たにほかならぬ。

最近、ユーゴースラヴィアで大打撃を受けた英國は、今まで、極東においてその策謀を無にするに至つた。

米國また然りである。三國條約加盟國は、今後他國のおせつかいを受けずに、その共榮確立に邁進をつづけるのみである。」

また、イタリア官邊でも、次のやうな見解を表明したのである。

「今回の日ソ中立條約成立は樺太參加諸國の勝利に資する」と大なるものである。この新事態の展開により、若し米國が参戦する場合には、ソ聯は英國側に立つて世界戦に參加することとなるらしい。英國側の希望は水泡に陥ったわけである。」

米國においては、日ソ中立條約は米國に備へるための處置だと論じてゐる者もあり、日本の眞意が諒解されるまでにはなほ多くの時を要するものともみられ、識者の間においては本條約成立によつて日米關係に新たな危機を加へるものとは見てゐないやうであると傳へられた。そして、

く日本がこの協定成立のみを頼みとして直ちに南進策強行に乗り出ることはあるまいと考へられる一材料となつてゐる。
この條約により招來されるると考へられる眞摯的發展は、むしろ日支關係にあり、條約成立の結果、重慶政權に與へる心理的打撃は頗る甚大なものあり、これを契機として、日支事變解決の氣運は一段と促進されるものとみられよう。
從來、ソ聯を樺太國陸軍から引離す政策を行つて來た米國政府にとつて新條約の成立は大きな痛手で、先駆ハルカノの情勢に關し最大級の讚美を呈してソ聯の態度を稱揚した直後ではあり、このまゝでは米政府の面目は丸潰れで、米の對ソ政策の根本的再検討は必至となるであらう。」

終りに英國における反響をみれば、今回の條約で英國政府が最も懸念してゐるのは、後顧の憂ひを絶つた後の日本が太平洋上にいはゆる第三戰線を開くのではないかとの點で、日本の北方の安全が今回の條約により保障されたとする一部の見解を重視してゐるとも傳へられ、また、勞働黨機關紙ヘラルドの外交記者は、「ソ聯が重慶に對し從來通り熱意を以て物質的援助を續けるとは考へ難い」と率直に認めたのである。



相続税法の改正

物納を認める場合の條件

物納制度が設けられました

今度相続税法が改正されました。これは相続税法につき不動産による物納の制度を設けるための改正です。以下、簡単に、それを説明することとしませう。

物納制度を設けた理由

事務初發以來行はれた數次の増税に際し、相続税についても増税が行はれ、その負担は相當重くなつてきました。それで、相続財産中不動産の占める割合の比較的多いやうなときは、税を納めるのに相當困難を感じるものもあるだらうと認められるに至りました。尤も、かういふ場合の救済方法としては、現在既に年賦延納の制度があつて、十年以内の年賦延納を許可されることになつてゐるのです。

が、しかしそれだけでは不十分だから、物納の制度を設けた方がよいといふ議論が從来からあつて、昨年の議會でも、税制改正案の審議に開朗して、このことが強く要望されたやうなわけです。

それで政府は「相続税物納制度調査會」といふものを設けて、慎重に研究を重ねた結果、この際相続財産中不動産の占める割合が比較的多い者については、相続財産たる不動産による物納を認めることとした。納稅のために不動産を處分しなければならないやうな場合の、處分上の不利や不便を除き、納稅上の困難を緩和しようとしたのです。これが、今回相続税について物納を認めた理由です。

物納を認める場合の條件は、改正相続税法第十七條の二の第一項に規定されてゐます。すなはち(一)相続財産の價額申告する相続税について、物納は許可されません。なほ、相続税は親族等に贈與をした場合にも、遺產相続の開始とみなし、相続税の課稅價格的通知を受けた後は、相續税の課稅價格の通知を受けた後二十日以内に、稅務署長に申請する必要があります。申請書には物納すべき相続税額及び物納に充てようとする不動産を

記載しなければなりません。	次に	物納税額及び納付物の受入價額	の價額を定めることができます。
物納の目的物			
ですが、物納に供することのできる不動産は、相続財産たる不動産に限られます。何の物件を以て物納に充てるかは、原則として納稅義務者の申出でたものによりますが、その申出でた不動産が政府で管理したりまたは處分するのに不適當と認めるときは、稅務署長は、相續税審査委員會の諮詢に經て、その變換を命じ、または物納を許可しないことが出来ます。			
また相續財產の状況によつて、例へば株式などのやうに換價の容易な有價證券であるものが著しく多額であつて、税金の納付が資本的な場合も物納を許可しないことが出来ます。			
次に納付物件の受入價額は、原則として相續開始時の現況によるのであります。株式などのやうに換價の容易な有價證券であるものが著しく多額であつて、税金の納付が資本的な場合も物納を許可しないことが出来ます。			
物納は相續税額が千圓以上でなければ申請できないことは、前に述べた通りですが、千圓以上であつても物納し得る税額は、總稅額のうち不動産に對する稅額に限られます。例へば相続財產の價額が十萬圓、この稅額が四千圓として、相続財產中の不動産の價額が六萬圓とすれば、物納し得る稅額は四千圓の十分の六、すなはち一千四百圓です。但しこの稅金に充てるべき適當な不動産がないときは、總稅額の範圍内で、右の金額を超える部分についても物納を許可することができます。			
次に納付物件の受入價額は、原則として相續開始時の現況によるのであります。すなはち、相續税額は相續開始時に決定した價額によつて收納するのです。但し相續開始後不動産の状況に著しい變化を生じたときは、收納のときの現況により、物納は許可されません。(大藏省)			

改正された刑法

司法省刑事局



今議會を通過した刑法中改正法律は、去る三月十二日公布され同月二十日から施行された。

現行刑法は、明治四十一年に施行されてから今回の改正まで、大正十年に僅かに一ヶ條が改正されただけであるが、その間政府は、人心の趨向、犯罪の情勢に鑑み、現行刑法を改正する要があるとの臨時法制審議會の答申に基づき、昭和二年から司法省に刑法並監獄法改正調査委員會を設け、學者及び實務家を委員とし、全面的改正の準備を進めて漸く假案程度のものを得、昨年四月公表したのであつた。いはゆる改正刑法假案がこれである。しかしこれは假案程度のもので、その後も委員會の審議は繼續されたが、刑法は國家の基本的法典の一つであるので、各委員の研究討議も熱心且つ慎重を極めたのである。

以下、改正の要點を條文の順序に従つて略述しよう。

第一 罰金不完納の場合における労役場留置期間を延長したこと(第十八條の改正)

近時各種の法律に規定される罰金刑が一般に高くなり、従つて裁判所の言渡す罰金刑も高いものがあるので、労役場留置期間を延長し裁判所の裁量の範囲を廣くする必要が生じてきた。それでその長期を「一年」から「二年」に延長し、なほ罰金の併科または罰金と科料とを併科した場合は、留置期間は「三年」を超えることを得ぬことにした。なほ科料の併科の場合における特則(第十八條第三項後段)は從前通りである。

第二 没収の規定を擴充し(第十九條の改正)、追徴の規定を新設したこと(第十九條ノ二の新設)

先づ没収の規定は次の三點で擴充された。すなはち没収し得べき物として、(一)「犯罪行為の報酬として得たる物」が加つた。これについては從來も「犯罪行為に因り得たる物」の中に包含させる解釋がないではなかつたが、今回明文を置いてこれを明確にした。

(一)「犯罪行為より生じ若は之に因り得たる物又は其

の報酬として得たる物」の「對價として得たる物」も沒收したことになつた。例へば、闇取りで買つた品物を賣つた代金なども沒收し得ることになつたわけである。

(二) 従来は、沒収はその物が犯人以外の者に屬しない場合に限られたが、改正法では「犯罪の後」犯人以外の者が「情を知つて」その物を取得したときには、犯人以外の者に屬する場合でも沒收し得ることになつた。

次に第十九條第一項第三號及び第四號に記載した物、すなはち犯罪行為より生じ若くはこれに因つて得た物又は犯罪行為の報酬として得た物(第三號)並びに以上の物の對價として得た物(第四號)の全部又は一部を沒収することに出来ないときは、その價額を追徴することを得ることにした。犯罪行為に關聯する不法の利得を犯人の手に残せしめないためである。

以上、没収の規定の擴充、追徴の規定の新設は、労役場留置期間の延長とも相俟ち、國家總動員法や輸出入品等臨時措置法の罰則強化に呼應し經濟統制法令違反罪の防歴にも大いに役だつことであらう。

第三 強制執行を確保するため、並びに公けの競賣又は

入札の公正を圖るための規定を新設したこと（第九十六條ノ二及び第九十六條ノ三）

先づ第九十六條ノ二で「強制執行を免れる目的を以て財産を隠匿、損壊若くは假裝譲渡し又は假裝の債務を負擔したる者はこれを「三年以下の懲役又は千圓以下の罰金」に處することにした。本條は、國家權力の發動である強制執行の實效を保護しようとするものである。隠匿とは、財産の所在を不明ならしめる行爲を、損壊とは、財産を毀損破壊する等その價値を減少又は滅失させる行爲を、假裝譲渡とは、眞實譲渡の意思がないにもかゝらず當事者間で譲渡を假裝する場合を、假裝の債務を負擔するとは、新たに虚偽の債務を負ふことをいふのである。

本條の罪は、強制執行を免れる目的で本條所定の行爲をなすことによつて成立し、現に強制執行を免れ得たかどうかは問はない。

次に第九十六條ノ三で「偽計又は威力を用ひ公の競賣又は入札の公正を害すべき行爲を爲したる者及公正なる價格を害し又は不正なる利益を得る目的を以て談合したる者」はこれを「一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金」に處す。

貴重な官公署預算の一部が、不正な談合金のやうな形で不當に消費されることを防止することは現下ますべく必要なことであつた。

第四 安寧秩序に対する罪を新設したこと（第七章ノ二）

先づ第百五條ノ二で「人心を惑亂することを目的とし（第二項）又は銀行預金の取付其の他經濟上の混亂を誘發することを目的として（第二項）虛偽の事實を流布したる者」は、「前者は之を五年以下の懲役若くは禁錮又は五千圓以下の罰金」に、「後者は七年以下の懲役若くは禁錮又は五千圓以下の罰金」に處することにして、第百五條ノ三で「戦時、天災其他の事變に際し人心の惑亂又は經濟上の混亂を誘發すべき虚偽の事實を流布したる者は、これを「三年以下の懲役若くは禁錮又は三千圓以下の罰金」に處することにして、從來かゝる場合は、警察犯處罰令によつて拘留又は料料に處するか又は軍事に關してゐれば陸海軍刑法によるか、適切な規定が缺けてゐたのである。

第百五條ノ二は戦時、平時を開はず適用あること、いはゆる目的罪の形式になつてゐる點で第百五條ノ三と異り且つ刑も重くなつてゐる。人心を惑亂するとは、世人に中正の

すことにした。

本條は公けの競賣又は入札の公正を保護しようとするものである。公けの競賣又は入札とは、官公署その他公けの機關の行ふ競賣又は入札を指稱する。公けの場合に限だつては、この場合において從來をの弊害が最も著るしく、その公正を確保すべき必要が特に大なるものがあるから、差當りこの規定を設けたのである。偽計とは、他人の正常な執行を誤まらせるに足る手段方法を、威力とは、人斷又は實施を誤まらせるに足る手段方法を、威力とは、人の意思を制壓する勢力を、談合とは、入札者又は競買の申込者が互に通謀して或る特定人を契約締結者にするため、他の者は一定の價格以下又は以上では入札又は付値をなさないことを協定することをいふ。談合は建築や土木の請負入札に際し、しばゞ行はれるところで、從來詐欺罪が成立するや否やには議論があり、大審院判例はこれを概に解してゐたが、今回は別の見地からその或る場合が處罰の対象となつたわけである。すなはち、談合は公正な價格を害し又は不正な利益を得る目的に出でたものが罰せられるのである。

以上の二箇條は多年要望されてゐたところであり、殊に

判断を失はせることを、流布とは、不特定又は特定多數の人々に傳播させることをいふ。戦時、天災その他の事變と規定してゐるから、本條にいふ「事變」は、戦時又は事變に際してといふ場合の「事變」よりもその範囲が廣い。天災とは大正十二年の關東大震火災のやうなものを指す。

第百五條ノ四で「戦時、天災其他の事變に際し暴利を得ることを目的として金融界の擾亂、重要物資の生産又は配給の阻害其の他の方法に依り國民經濟の運行を著しく阻害する虞ある行爲を爲したる者」はこれを「無期又は一年以上の懲役」に處し、情狀により「十萬圓以下の罰金」を併科しえることにした。暴利とは、戦時、天災その他の事變に際しその地方の事情に照して著るしく不當な高利益をいひ、金融界の擾亂とは、例へば銀行預金の取付などをいひ、重要物資とは、例へば生活必需品その他の物資をいひ、結局いづれも社會通念によつて決すべきものである。

國民經濟の運行を阻害する虞とは、單に一の極めて小地域の經濟の運行を阻害する虞であるに過ぎない場合とれに該當しないが、例へば東京、大阪のやうな全國的影響力を有する地方の經濟運行を阻害することはこれに該當す

ることにならう。情狀により罰金刑を併科し得ることにしては、本罪が暴利を得ることを目的とする犯罪の性質を

有するからである。

なほ、國防保安法第九條及び第十條では、外國と通謀し又は外國に利益を與へる目的に出でた治安擾亂行爲、經濟擾亂行爲を處罰することになつてゐるが、これら兩法の規定が相俟つて國內の安寧秩序の完全な確保が圖られるわけである。

第五 失火罪の刑を加重したこと(第百十六條の改正及第百十七條ノ二の新設)

從來、失火罪の刑(三百圓以下の罰金)は輕きに失するといはれてゐたのでこれを改正したのである。これによつて森林法の森林失火罪の刑が千圓以下の罰金であることとの權衡もとれることになつた。すなはち普通失火罪の刑を「千圓以下の罰金」に改めるとともに、新たに「業務上の過失又は重大なる過失」に出でた場合の加重罪を設け、この場合には「三年以下の禁錮又は三千圓以下の罰金」に處することとした。物資がますく缺乏して來る折柄、一般の警戒

に資する趣旨においても改正の意義は十分あるであらう。

第六 公正證書原本不實記載罪等の刑を加重したこと(第百五十七條の改正)

從來よりいはゆる公正證書原本不實記載罪の刑(二年以下の懲役又は百圓以下の罰金)は輕きに失すと稱されてゐたが、近時社會の實情に従じ方籍簿、登記簿その他公正證書原本の記載内容の眞實性を保護する必要がいよ／＼緊切に認められるので、その刑を「五年以下の懲役又は千圓以

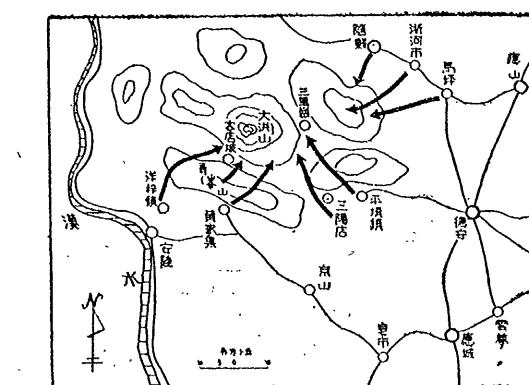
第七 贈收賄罪の規定を擴充強化したこと(第百九十七條乃至第百九十八條(第四節))

公務員の廉潔を確保し、官紀の振舞を圖ることは如何なる時代でも必要であるが、殊に現下のやうな戰時統制經濟の行はれる時には一層その必要が痛感される。そこで今公務員がその職務上不正の行為を爲し又は相當の行為を爲さざりしことに關し收賄しだときは、從來は別に加重罰を設けたが、改正法はこれを「一年以上の有期懲役」に規定が無かつたが、改正法はこれを「一年以上の有期懲役」に處することとした(同條第三項)。(四)贈賄罪の刑が三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金であつたのを懲役刑はそのままとし、罰金刑を五百圓から「五千圓」に引上げた(第百八條)。(五)なほ、贈賄罪の自首減免の特則(舊第百九十九條)は總則第四十二條を以て足り、特にそれを設ける實益に乏しいから削除した。

なほ、右の公務員の贈收賄罪の規定の改正と共に國家總動員法及び輸出入品等臨時措置法の改正により、これらの徵役に處してゐたのを、請託を受けた場合には刑を加重し「五年以下の懲役」に處することとした(第百九十七條第一項)。(二)公務員が收賄罪を犯し因て不正の行為を爲し又は相俟つて戰時統制經濟の基礎をいよ／＼強固にしようとするものである。

大洪山脈方面の戦況

大本營陸軍部



大洪山西麓方面

月下旬以來、大洪山脈方面新四軍討伐のため派遣された陳大慶軍(中央直系軍)合計七ヶ師約十萬の兵力を以て、またもや安陸東北方の大洪山脈の天嶮を恃んでわれに抵抗を企圖してゐた。そこでわが第一線部隊は敵の戦力撃破の目的を以て、初夏の候これが撃滅のため大洪山脈中を活動中である。

一般の状況

わが軍の數次に亘る進撃作戦

によつて逐次戦力を低下しつゝあつた敵第五戰區司令官李宗仁麾下の王續緒軍(四川軍)は、三

月上旬、新田、菊山の諸部隊は、去る四月九日より作戦行動を開始した。即ち一部を以て正面より敵を牽制し、有力な一部を以て黄家集(安陸東方)附近より行動を開始し、重疊せたる山岳谿谷を縫つて朝陽店附近の敵堅陣を急襲

作戦経過の概要

した。

別に有力なる部隊を以て洋梓鎮方面より行動を起し、錯

難險難なる地形を踏破して應峽口附近の堅陣を突破して一

舉に敵が難攻不落を頼む主力陣地の側背に進出、敵主力を放水土流河蓋の要衝客店坡周邊地區に包囲して、十一日朝以來敵が死守せる堅陣獵兒寨、獵兒尾、青峯山、跑馬寨等を背面より攻撃した。十時十分杏部隊は青峯山を攻略、ついで獵兒尾を占領、狩野部隊また十二時二十分獵兒寨に突入して完全にこれを占領した。

また別に有力なる部隊を以て脱走する敵を求めて隨所にこれを捕捉殲滅した。この戦闘中、今村部隊長は周家集附近において名譽の戦傷を受けた。

かくて行動開始以來數日をいでずして大洪山脈南麓の敵つて悉く壊滅し、こゝに作戦は一段落を告げるに至つた。

第百六十一、九十一各師並びに遊撃隊はわが軍の攻撃によつて悉く壊滅し、こゝに作戦は一段落を告げるに至つた。

十二日夕刻までの戦果は、敵の遺棄死體九百五、捕虜百十七、迫撃砲五、重機二、輕機十八その他であつた。

大洪山東麓方面

南大洪山脈における友軍の作戦に呼應すべく、祕かに隨行第十二條(第十一條に三八頁三段九行、第十二條に、四〇頁三段八行、一月一日を二月一日に、同段後より五行、十月三十日を九月三十日にそれぞれ訂正願ひます。

支那方面海軍作戦の戦果

—三月中—

大本營海軍報道部

せた。その他安慶周辺の望江、香口、

無爲、廬州、上石牌、浙赣ルートの鄱

陽、宜昌周辺の長陽、南座、湖北省境

揚子江岸の三斗坪、歸州、恩施、重慶

北方の磁器口、遂寧、成都などでも、

敵の軍用倉庫や軍事施設、火薬庫、

燃料庫などを爆破したほか、陸軍の作

戦に協力して宜昌對岸の敵を銃爆撃し

た。また十四日には成都で敵空軍と交

戦して二十七機を撃墜、四機を銃撃炎

上、三機を大破させ、再建途上にある

敵空軍に致命的な大打撃を與へた。

南支方面 十七、十八兩日は南支沿岸

三都澳から興化灣に至る連港、駛斗

島、梅花、廣石、三江口等の敵據點を

猛爆撃し、十九日には海南島南凱市船

埠市、二十日に雅會市を爆撃、また二

十四日には紅海灣碣石灣内への陸軍上

陸作戦に協力、多大の戦果を収めた。

航空部隊

先づ海軍航空部隊は、宜昌周辺の敵陣地、浙江福建兩省沿岸や揚子江流域、

等の敵據點の撃破を始めとして浙贛ルートの要衝、奥地及び滇緬ルート、

昆明方面軍事施設に猛爆撃を敢行する

一方、長驅して成都を急襲して敵機三

十四機を撃墜大破または炎上させ、更

に南支方面では、紅海灣、碣石灣への

陸軍上陸作戦に協力して、いづれも多

大の戦果を収めた。すなはち

中支方面では、一日安慶背後の堯渡

橋、三日及び九日鄱陽湖東北岸の鄱

陽、三日安徽南部の省境徽州、浙江

省西方境淳安、安徽南方灌口鎮、五日

洞庭湖西岸の常德、八日江西省西境揚

子江岸の巴東、十日江西省浙贛線の要

衝鷹潭附近の敵の軍事施設、軍用倉庫

などを爆撃粉碎し、六、七、八の三日

間には陸軍作戦に協力して宜昌周辺の

敵陣地や軍用舟艇群を連續攻撃した。

また一日と三日には、多數の編隊群

で衢州、江山、溫州、松門（浙江省）玉山

廣信、弋陽、貴溪、建昌（江西省）連江、同

安（福建省）などの敵陣地、軍事施設や

軍用舟艇群を爆破し、衢州と玉山では

敵の飛行場や附屬施設を爆撃炎上さ

また揚子江下流では大運河の確保に任ずるとともに、寶應平、湖邵附近所

在の敗残新四軍大刀會匪等を撃破して

多數の軍需品を鹵獲した。

舟山羣島方面では、一日金塘山島に

陸戰隊を上陸掃蕩、二日鎮海東方の算

山島の敵陣地砲撃、四日は舟山島で敵

軍用舟艇一隻を砲撃

さらに六日には

石浦の敵陣地を攻撃した。

沿岸封鎖に從事してゐる艦艇は、嚴

重な封鎖監視を繼續すると共に海岸の

敵陣地を砲撃破壊し、二十八日には溫

州の南方飛雲江上深く遡行して瑞安を

制壓した。一方二十二日以來陸軍部隊

の紅海灣及び碣石灣敵前上陸に協力し

て陸軍船團の護衛、上陸地點の制壓基

地の確保に任じ、陸海軍協同作戦の妙

味を發揮した。

三月中沿岸航行遮断に從事中の艦艇

は約四千隻のジャンクを臨檢し、軍需

品武器彈藥等を輸送中のもの四十六隻

を處分、黃浦江上でも多數のジャンク

を臨檢、利敵行為を抑壓した。

本月中の處分機雷數は、揚子江八十

箇、珠江四十四箇、合計百二十四箇。

41

一億を突破した我が國人口

—発表された昭和十五年國勢調査の結果—

昨昭和十五年十月一日に施行された國勢調査の人口確定
數が四月十八日發表された。

その結果によると内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島を包括した帝國全版圖の人口は、總數一億五百二十萬六千百一人で、そのうち男は五千二百八十九萬六千八百六十二人、女は五千二百三十二萬九千二百三十九人となつてゐる。また内地の總人口は七千三百十一萬四千三百八人である。今、大正九年第一回以來各回の國勢調査にあらはれた人口增加の趨勢を見ると次の通りである。

調査年次	全版圖	内地
大正九年	七十七六千零一人	臺灣九千零五十一人
大正十四年	八百三十六千九百人	冕貴六百三人
大正九年に對する増加數	六五五〇六八人	三七三七六九人
大正十四年に對する増加割合	八・四%	六・七%
昭和五年に對する増加數	九千三十四〇人	高麗〇〇五人
大正十四年に對する増加割合	七一四二一	四七三一八三人
昭和十年に對する増加數	八千四百一十一人	七九〇七九人
昭和五年に對する増加割合	八・五%	七・九%
昭和五年に對する増加數	九千零二十三人	突厥二四八人
昭和五年に對する増加割合	七五二六七三人	四八〇四一四三人
昭和五年に對する増加割合	八・二%	七・五%

昭和十五年
昭和十年に對する増加數
昭和十年に對する増加割合
即ち帝國全版圖の總人口は、前回の昭和十年に比べて約六百三十萬人増加し、増加割合は約六步半である。この増加は從前のそれに比べると、人數においても割合においても稍々減少してゐる。

次に内地の總人口は七千三百萬人餘であるから、昭和十年の六千九百萬人餘に比べて約三百八十六萬人を増加したわけである。この増加は、大正九年と十四年との間ににおける増加にほど等しく、その後のものと比べると約百萬人を減少してゐる。これは支那事變等の影響によつて人口の自然増加が減少したこと、大陸その他内地外に往住するものが増加したこと等に原因してゐるものと思はれる。

府縣中前回の昭和十年に比して増加した府縣は、東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、奈良、三重、愛知、静岡、山梨、岐阜、富山、福島、岩手、青森、山形、秋田、富山、廣島、山

日、和歌山、愛媛、福岡、佐賀、宮崎の三十二府縣と北海道で、そのうち人口増加の著しいものは、東京の九十八萬五千餘人を筆頭に、大阪の四十九萬五千餘人、神奈川の三十四萬八千餘人、兵庫の二十九萬七千餘人、愛知の三十萬三千餘人、福岡の三十三萬八千餘人をあげることが出来る。これらはいづれもその増加の割合が一割以上となつてゐる。

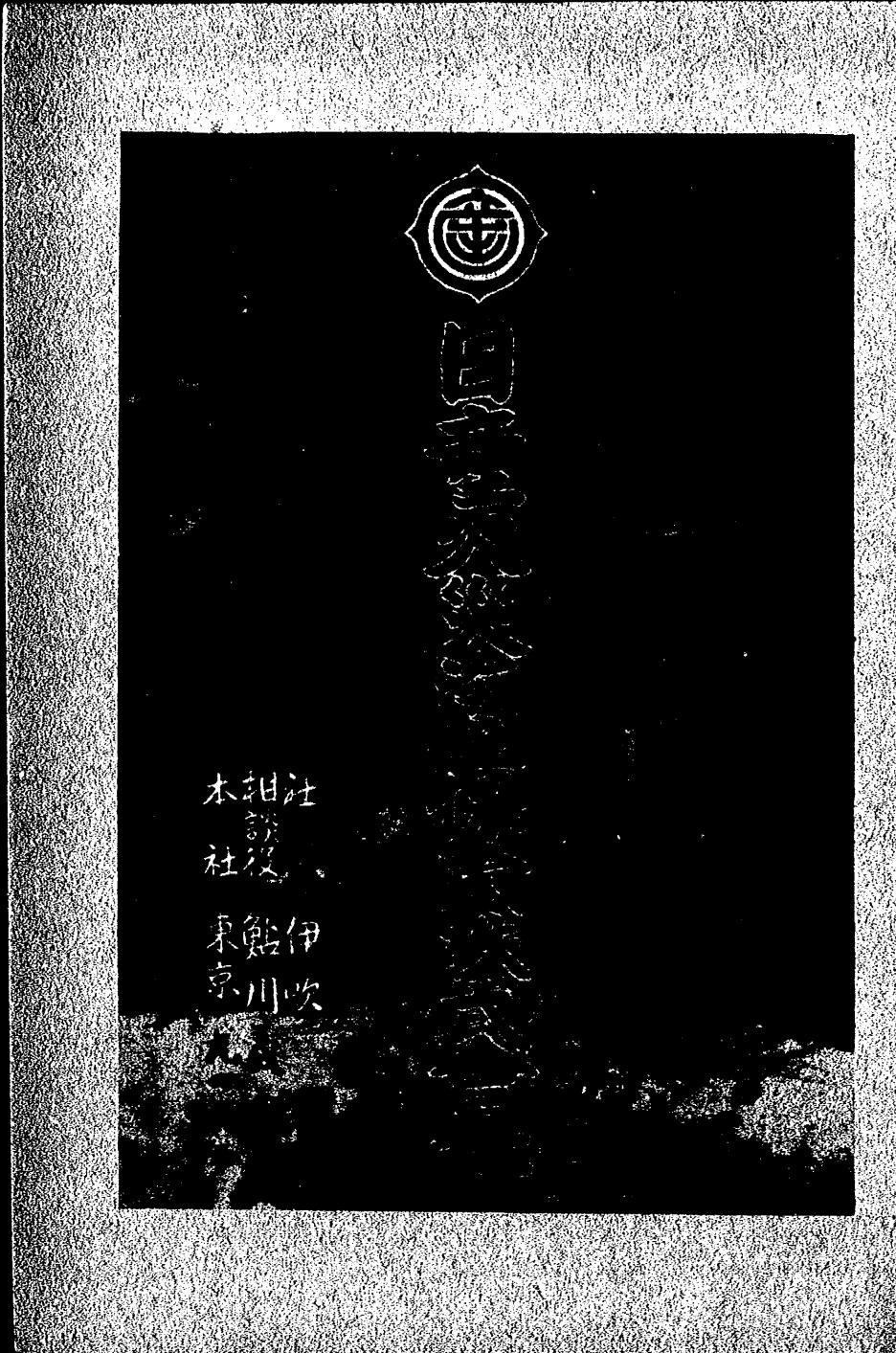
前回に比べて減少してゐるのは、滋賀、長野、福井、石川、鳥取、島根、岡山、徳島、香川、高知、大分、熊本、鹿兒島、沖繩の十四府縣で、そのうち減少の著しいのは石川、徳島、香川、熊本、沖繩の諸縣であつて、一萬八千人乃至一万程度を減少してゐる。人口の減少してゐる縣たのは長野、高知、佐賀の三縣に過ぎなかつたが、今回は前に述べたやうに十四縣にも及んでゐる。これは近年人口の地域的移動が激しくなつたことを物語つてゐると解している」と思ふ。

内地の各市についてみると、昭和十年に比べ増加率の

露光量違いにより重複撮影

アシア版の書籍を複数枚撮影する際の露光量の調整方法

48



文部省推薦圖書紹介 —一般向—

◇日本語の問題(國語と國語教育) (石黒修著) 日本語の不自由或ひは混亂について説明し、現在の國語問題がどのようにしてある、今後どう解決されるべきかといつたことを論じてある。(四六判二七二頁 定價一圓三〇錢)

◇「高地・京葉養生」 本書は砲兵中隊長としてノモンハンの戦闘に参加し、終始第一線にあってあらゆる戦闘場面に遭遇し、困苦缺乏に耐へゝ勇戦した著者の實戰記で、その巧みな文筆はよくノモンハン戦の實情を傳へてをり、この種の書物中出色のものである。(四六判三三〇頁 定價一圓五〇錢)

◇「日本の言葉(新村出著)」 本書は日本人と南洋日本語がアイヌ語か、天平時代の國語など二十六篇の語源の研究論文を收めてゐる。(四六判三五二頁 定價一圓六〇錢)

◇「能樂研究(能樂朝次著)」 本書は既に諸雑誌に發表せられた論文を輯めて、單行本として上梓したものである。内容は能樂研究法を始め十五篇が收められてゐる。(四六判三二五頁 定價一圓五〇錢)

◇「人間と言葉(稻富榮次郎著)」 哲學を専門とする著者が、自身の思案の體験から生み出したもので、言語の構造、働きの基礎的条件について、専門的立場についてのみ論述しえば、最も根柢たる點についてのみ論述した。(四六判八八頁 定價一圓八〇錢)

◇「太陽要圖」 大東亞共榮圖及び
昭和十六年四月二十三日發行

月 著者が文部省内の教育研究會において上講述したものと筆記で、すでに文部省時報に掲載されたものを補正し、單行の書として上梓したもの。(四六判二〇三頁 定價二圓五〇錢)

◇「東京市地圖(九ノ内二丁目丸ビル五八八号中央公會社)」

◇「日本の言葉(新村出著)」 本書は日本人と南洋日本語がアイヌ語か、天平時代の國語など二十六篇の語源の研究論文を收めてゐる。(四六判三五二頁 定價一圓六〇錢)

◇「能樂研究(能樂朝次著)」 本書は既に諸雑誌に發表せられた論文を輯めて、單行本として上梓したものである。内容は能樂研究法を始め十五篇が收められてゐる。(四六判三二五頁 定價一圓五〇錢)

◇「人間と言葉(稻富榮次郎著)」 哲學を専門とする著者が、自身の思案の體験から生み出したもので、言語の構造、働きの基礎的条件について、専門的立場についてのみ論述しえば、最も根柢たる點についてのみ論述した。(四六判八八頁 定價一圓八〇錢)

意注御	申込所	定價	週報	
			内閣印刷局發行課	内閣印刷局
▲本邦より輸出の場合には必ず通關税荷費より輸出税の旨を明記して、その輸送を請求する。	全国各地官報販賣所	九ノ内一九〇〇年五月一日	内閣印刷局	東京市地圖九ノ内二丁目丸ビル五八八号中央公會社
▲本邦より輸出する場合の税金は輸出税より輸入税に對する輸送税を輸入税に算しての割合を算出する。	各書店・驛賣店	九ノ内一九〇〇年五月一日	内閣印刷局	東京市地圖九ノ内二丁目丸ビル五八八号中央公會社

（注）本邦へ運送する場合は内閣印刷局へ

露光量違いにより重複撮影

文部省推薦圖書紹介 | 一覧同一

「日本語の問題（國語と國語教育）」（石里修著）日本語の不自由感ひは混亂について、現在の國語問題がどのようなものであるか、今後どう解決されるべきかなどについての論議である。（古事記出版社定価三十五銭）

「古事記出版社定価三十五銭

「ノロ高地（草薙榮著）」本書は砲兵中隊長としてノモンハンの戦闘に参加し、終始第一線にあってあらゆる戦闘場面に遭遇し、困難な立場に處へつゝ勇戦した著者の實戰記である。その巧みな文筆によくノモンハン戦の實情を傳へており、この種の書物中出色的のものである。（四六明子著 定価二五銭）

「人間と言葉（稻葉榮次郎著）」哲學を専門とする著者が、自身の思索の體験から生み出したもので、言語の構造、概念の基礎的要件について専門家のやうな煩雜な説明を避け、最も根幹たる點についてのみ論述した。〔好例二八八頁 定價二五銭〕

「周報東京市本社」（毎月一回の録出本）

古事記出版社（山田孝雄著）昭和十四年三月

大東亞共榮團及び太平洋要圖

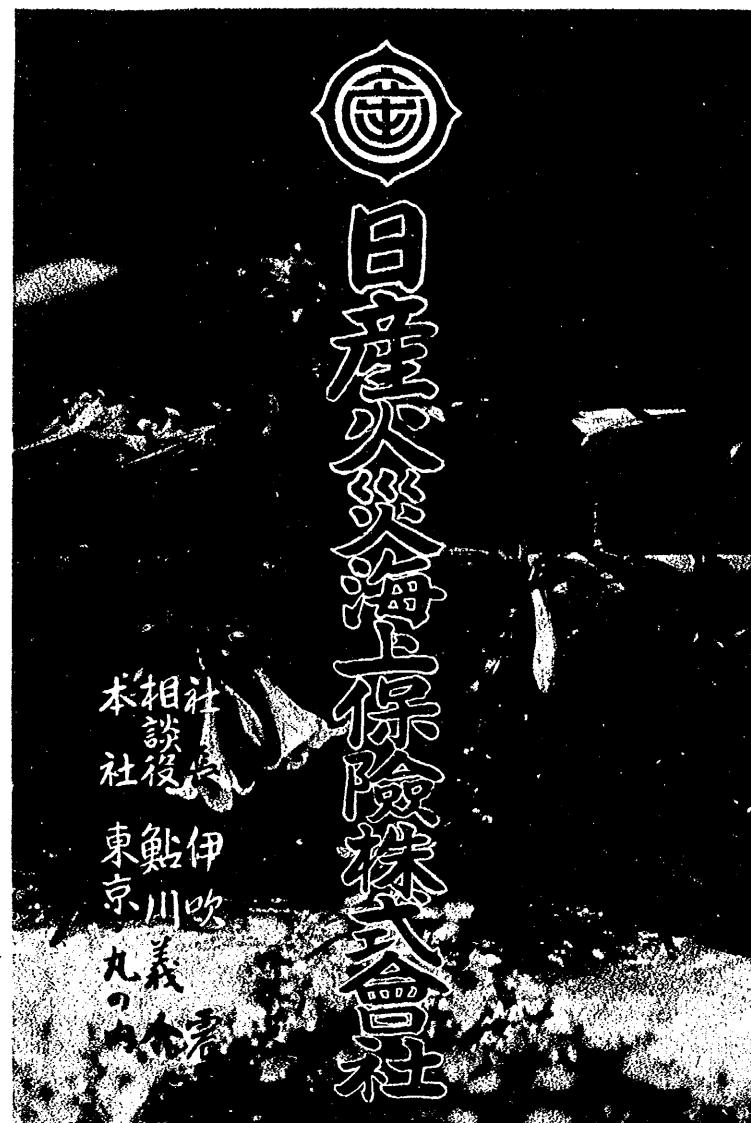
中華人民共和国印刷局發行課

内閣印刷局發行課

周報東京市本社（伊吹義久著）昭和十四年三月三十日號附錄

周報東京市本社（伊吹義久著）昭和十四年三月三十日號附錄

内閣印刷局發行課



月、著者が文部省内の教育研究會において講述したものと筆記してすててに文部省時報に掲載されたものを補正し、單行の書として上梓したものが有りて、著者定價三十五銭

著者定價三十五銭
古事記出版社（山田孝雄著）昭和十四年三月三十日號附錄
著者定價三十五銭
大東亞共榮團及び太平洋要圖
周報東京市本社（伊吹義久著）昭和十四年三月三十日號附錄

著者定價三十五銭
中華人民共和国印刷局發行課
内閣印刷局發行課
著者定價三十五銭
内閣印刷局發行課
内閣印刷局發行課

週 報

九月一號付

九月二號付

九月三號付

九月四號付

編輯 情報局

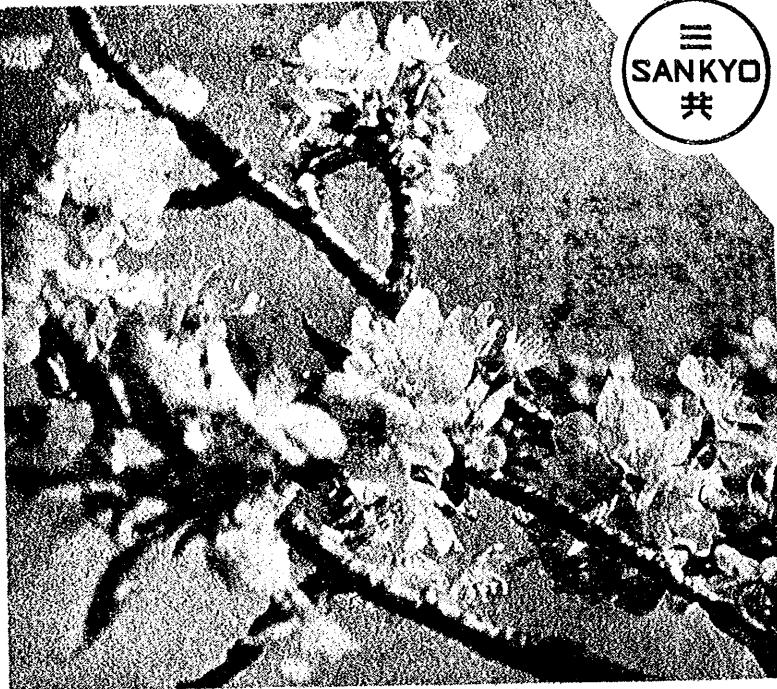
内閣印刷局

内閣印刷局

内閣印刷局

週報

昭和十六年四月二十一日第三種郵便物認可
（毎週一回水曜日發行）



三
SANKYO
共

結核時の 食慾不振に タカヂアスター^ゼ

澱粉の消化過程はデアスター^ゼにより麥芽糖に分解され次に酵液中のマルターゼにより葡萄糖に迄分解されるが

タカヂアスター^ゼはデアスター^ゼの外にマルターゼを共有する故澱粉は一氣に葡萄糖にまで分解され尚ほ蛋白質、脂肪、纖維素、ペプトン其他鹽類分解酵素數種を含有してゐる強力な消化酵素である

〔適應症〕 消化不良 食慾不振
胃部脹滿 (粉末、錠剤)

東京市日本橋區室町 三共株式會社

(判LA5)格規定國はさき大の書本)

内閣印刷局印刷發行

アシシア株式会社
Asahiyama Co., Ltd.
www.asahiyama.co.jp